

健長第510号
令和3年4月23日

各高齢者福祉施設管理者 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
協力要請について（依頼）

日頃から、本県の高齢者福祉施策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき2月13日から4月30日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、4月25日から東京都、京都府、大阪府、兵庫県が緊急事態措置の対象区域、愛媛県がまん延防止等重点措置の対象区域とされることとなりました。

加えて、本県においても感染力の強い変異株の拡大に対して最大限の警戒が必要な情勢を踏まえ、協力要請期間を7月31日まで延長することとし、4月23日をもって一部改訂しましたので、お知らせします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

※皆様に御周知いただくため、外国の方向けの情報を掲載しておりますので、御活用ください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kokusai/covid19.html>

福祉保健部健康長寿推進課
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
e-mail : chouju@pref.yamanashi.lg.jp
FAX : 055-223-1469
・介護サービス振興担当
TEL : 055(223)1455
・介護基盤整備担当
TEL : 055(223)1451

新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請について

感染拡大防止を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第24条第9項に基づき、2月13日から7月31日までの間、次に掲げる感染拡大防止対策への協力を要請します。

感染力の強い変異株が拡大する中、県民・事業者の皆様には、本要請について一層のご協力をお願いします。

なお、今回の協力要請の期間や内容については、今後の感染状況等により変更する場合があります。

令和3年2月12日
(令和3年4月23日改訂)

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 山梨県民の皆様へ

- (1) 日常生活を営むに当たり、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染対策を徹底するとともに、十分な換気に配慮するよう要請します。
- (2) 人混みへの外出、密閉・密集・密接の「三つの密」のある場への外出、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用を自粛するよう要請します。
- (3) 緊急事態措置の対象区域となる都道府県への次の措置期間の移動は、通勤、通学、通院など、やむを得ない事情がある場合を除き、自粛するよう要請します。
(措置期間)

東京都、京都府、大阪府、兵庫県：令和3年4月25日から5月11日まで

また、やむを得ない事情で移動する場合においても、大人数での会食や不特定多数の人が集まる場への参加など、感染リスクの高い行動を自粛するよう要請します。

- (4) まん延防止等重点措置の対象区域が含まれる都道府県への次の措置期間の移動は、慎重な判断を行うよう要請します。
(措置期間)

宮城県：令和3年4月5日から5月11日まで

沖縄県：令和3年4月12日から5月11日まで

埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県：令和3年4月20日から5月11日まで

愛媛県：令和3年4月25日から5月11日まで

また、当該地域へ移動する場合においても、大人数での会食や不特定多数の人が集まる場への参加など、感染リスクの高い行動を自粛するよう要請します。

特に、近接する埼玉県、千葉県、神奈川県については、移動につきより慎重な判断を行うとともに、通勤や通学などでやむなく移動する場合には、感染リスクの高い行動の自粛に一層配慮するよう要請します。

(5) 基本的な感染防止対策の行われていない大人数での会食については、自粛するよう要請します。

会食に際しては、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用は避け、事業者が行う感染防止対策が山梨県が示す基準に適合しているものとして認証する制度（以下「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」という。）により認証を受けた施設（休業等の協力要請の個別解除からやまなしグリーン・ゾーン認証制度へ移行中の施設を含む。）を利用するとともに、当該施設が定める感染防止ルールを厳守するよう要請します。

(6) スマートフォンを活用して感染者と接触した可能性がわかる接触確認アプリ（略称：COCOA）の利用を進めるよう要請します。

2 事業者の皆様へ

(1) 適切な感染防止対策の徹底を要請する別紙1に掲げる施設の管理者に対しては、速やかにやまなしグリーン・ゾーン認証を受けるよう要請します。

(2) 全ての施設・事業所等において、別紙2に示す適切な感染防止対策に加え、国において示された業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策を講ずるよう要請します。

また、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤など、人との接触を低減する取り組みを行うよう要請します。

(3) イベント等の開催については、県が別途示す目安のとおりとし、感染拡大のリスクへの対応が整わない場合には中止又は延期するよう要請します。

3 市町村長の皆様へ

市町村の区域内の住民及び事業者に対し、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、次の事項を実施するよう要請します。

① 市町村の区域内の住民に対し、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用自粛を呼びかけること。

特に、会食に際しては、やまなしグリーン・ゾーン認証制度により山梨県が感染防止対策を認証した施設（休業等の協力要請の個別解除からやまなしグリーン・ゾーン認証制度へ移行中の施設を含む。）の利用とともに、当該施設が定める感染防止ルールの厳守を求ること。

② 山梨県と協働して、市町村の区域内に所在するやまなしグリーン・ゾーン認証制度の対象施設の管理者に対し、認証を受けるよう働きかけること。

別紙1 適切な感染防止対策の徹底を要請する施設

施設の種類
(ア) 劇場等
(イ) 集会・展示施設
(ウ) 大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設 ※ 生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。）で、床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。
(エ) 宿泊施設
(オ) 運動施設（屋内）
(カ) 遊技施設
(キ) 遊興施設
(ク) 学習塾等 ※ 床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。
(ケ) 飲食店等

別紙2 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある従業員等の出勤を停止 ※ 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状 ・来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保） ・十分な換気を行う (可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) ・密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者のマスク着用、入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・施設内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策 (時差出勤、自家用車・自転車・歩行等による出勤の推進) ・従業員の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等) ・出張の抑制（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限